

荒川区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 a	実質収支	人件費 b	人件費率 b / a	(参考)元年度の人件費率
2年度	216,535 人	121,970,242 千円	2251,415 千円	18,239,520 千円	14.95 %	17.06 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

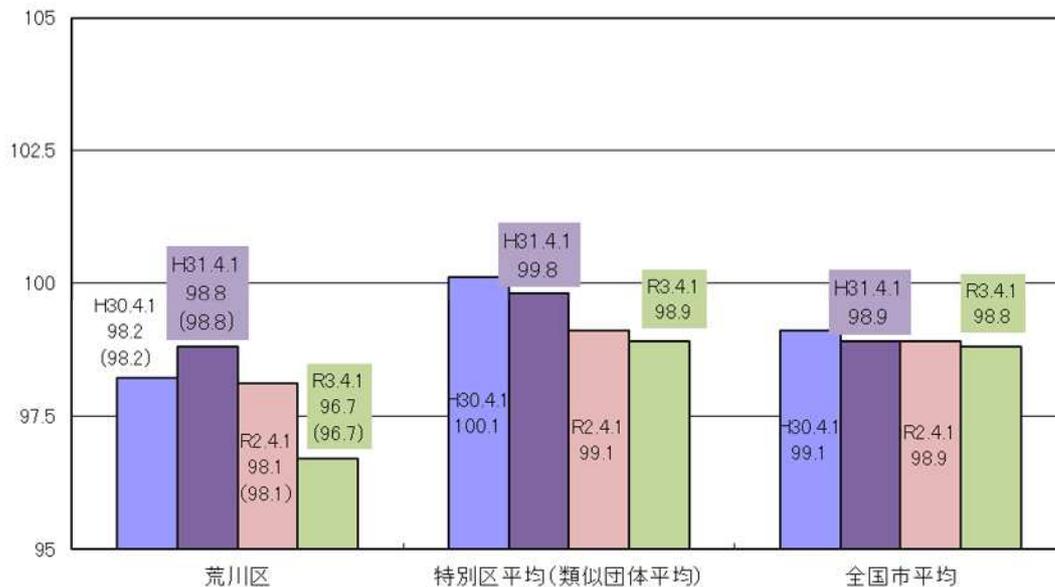
区分	職員数 a	給与費				一人当たり 給与費 b/a	(参考)23区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 b		
2年度	1,681 人	5,941,334 千円	2,162,391 千円	2,752,363 千円	10,856,088 千円	6,458 千円	6,656 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の支給基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 a	公務員給与 b	較差 a - b	勧告 (改定率)		
3年度	378,336円	378,430円	△94円 (△0.02%)	改定なし	改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 a	公務員の 支給月数 b	較差 a - b	勧告 (改定月数)		
3年度	4.47月	4.60月	△0.13月	0.15月	4.45	4.30月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①月例給

[実施] 未実施]

〔給料表の改定実施時期〕

平成27年4月1日

〔内容〕

行政職給料表（一）給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表（一）給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

〔支給割合〕

20%（国基準の20%と同等）

〔実施時期〕

平成27年4月1日から実施

③その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
荒川区	39.7歳	294,724円	412,776円	371,465円
東京都	41.9歳	315,489円	463,399円	397,422円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
特別区	40.3歳	297,864円	420,367円	374,453円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 a/b
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (a)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (b)	
荒川区	54.5歳	106人	300,958円	403,358円	368,942円	—	—	—	—
清掃職員	53.8歳	54人	310,061円	442,427円	382,047円	廃棄物処理業従事員	46.6歳	304,600円	1.45
用務員	55.0歳	48人	295,750円	367,273円	360,888円	用務員	50.3歳	235,200円	1.56
その他	58.1歳	4人	240,550円	308,961円	288,660円	—	—	—	—
都	50.4歳	1,300人	290,644円	393,826円	359,294円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
特別区	53.2歳	260人	292,833円	393,842円	360,474円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (c)	民間 (d)	c/d
荒川区	—	—	—
清掃職員	7,080,388円	4,236,800円	1.67
用務員	6,067,344円	3,186,100円	1.90

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成30～令和2年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（c）」及び「民間（d）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職（小・中学校（幼稚園））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	33.8歳	305,102円	394,957円
東京都	40.0歳	336,163円	434,491円
特別区	37.3歳	321,688円	431,327円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		荒川区	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700円	183,700円	182,200円
	高校卒	147,100円	145,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	139,400円	143,000円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

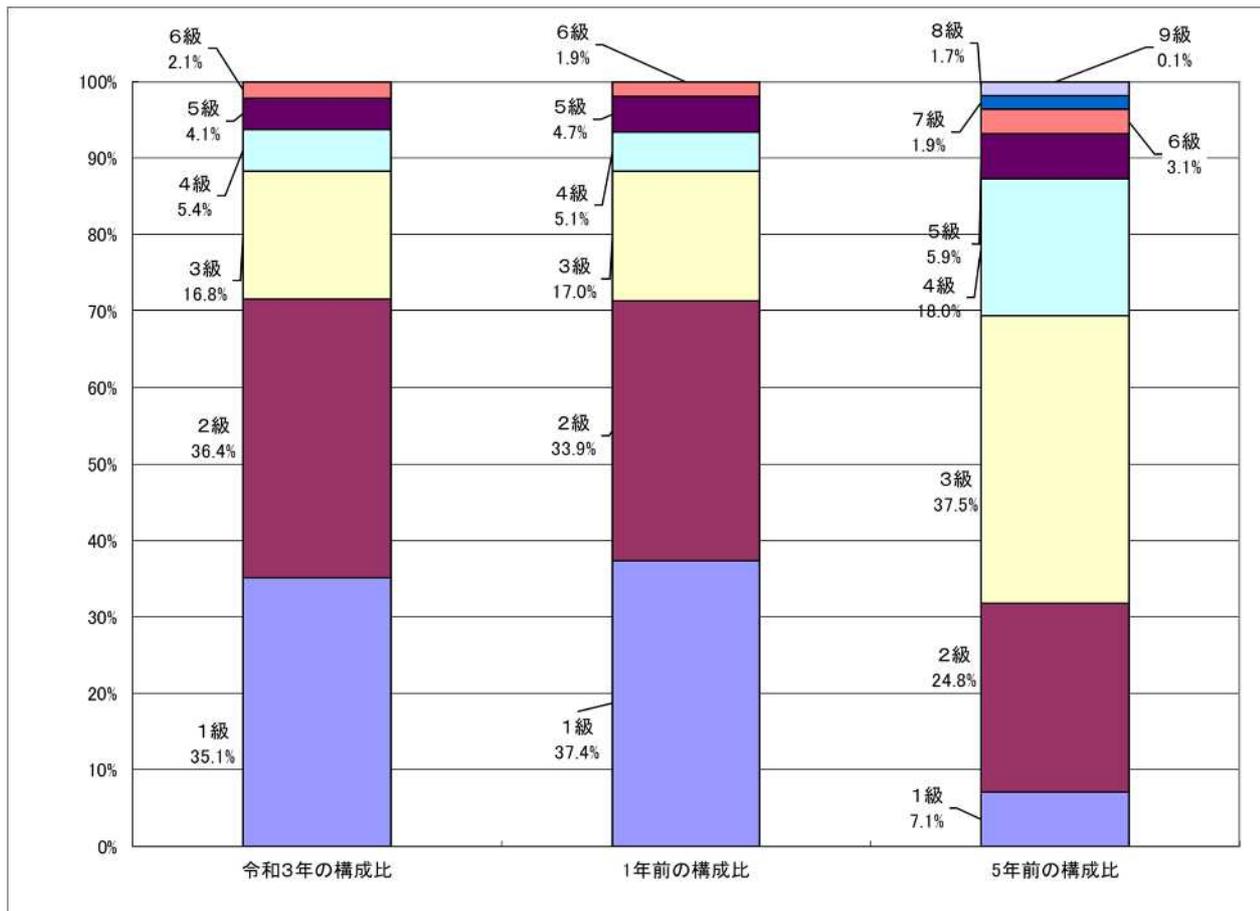
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,238円	357,652円	395,069円	383,022円
	高校卒	229,400円	339,100円 (20～22歳)	356,200円	362,400円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	289,433円	323,725円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

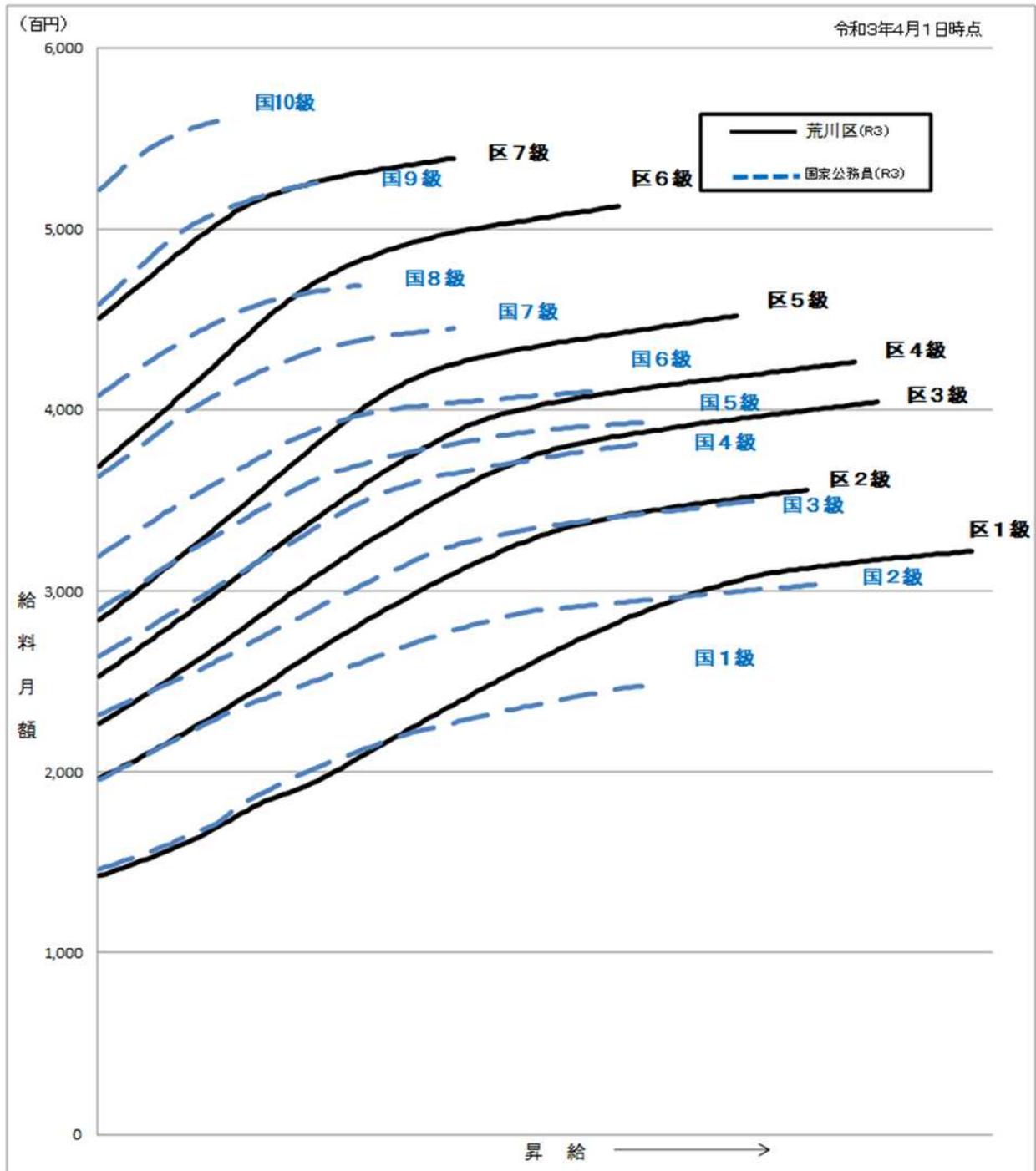
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	統括部長	0人	0.0%	450,400円	539,000円
6級	部長	25人	2.1%	368,900円	512,600円
5級	課長	49人	4.1%	283,900円	452,100円
4級	課長補佐	64人	5.4%	253,100円	426,300円
3級	係長	198人	16.8%	226,600円	404,400円
2級	主任	430人	36.4%	196,700円	355,500円
1級	係員（2級から6級までの職務の級に属さない職員の職務）	415人	35.1%	142,500円	321,900円

- (注) 1 荒川区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成30年に9級制から7級制に変更している。
 (旧給料表の1級と2級及び5級と6級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（荒川区）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

荒川区	東京都	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,548千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,856千円	-
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 2.05月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.05月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 3～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 管理職員の期末手当の支給割合は2.15月分、勤勉手当の支給割合は2.45月分である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（荒川区）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

荒川区			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
・その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%加算）		
1人当たり平均支給額	2,344千円	21,605千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		1,228,264千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		681,996円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20%	1,801人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		96.7 (96.7)	

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の支給基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		25,089千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		70,477円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		19.8%		
手当の種類（令和2年度度手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する支給単価
特定危険現場手当	工事監督業務・検査業務等従事職員	工事の監督等に従事する職員が建築現場等において、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所勤務した場合等	5千円	日額280～380円
保健福祉業務手当	生活保護業務・保健所業務等従事職員	訪問員として生活保護法等に定める業務を行うため、家庭等の訪問業務に従事した場合等	16,071千円	日額160～4,000円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃業務従事職員	ごみの収集作業又は自動車による運搬作業に従事したとき等	9,013千円	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	437,339千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	288,102円
支給実績（令和元年度決算）	478,679千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	314,713円

（注） 職員1人あたりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人 当たりの平均 支給年額 (2年度決算)																
扶養手当	<p>扶養親族のある職員</p> <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の親族</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>16～22歳の子に対する加算</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	配偶者	6,000円	子	9,000円	その他の親族	6,000円	16～22歳の子に対する加算	4,000円	異なる	<p>扶養親族のある職員</p> <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の親族</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>16～22歳の子に対する加算</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	配偶者	6,500円	子	10,000円	その他の親族	6,500円	16～22歳の子に対する加算	5,000円	96,799千円	181,272円
配偶者	6,000円																				
子	9,000円																				
その他の親族	6,000円																				
16～22歳の子に対する加算	4,000円																				
配偶者	6,500円																				
子	10,000円																				
その他の親族	6,500円																				
16～22歳の子に対する加算	5,000円																				
住居手当	<p>世帯主等である職員のうち借家・借間居住(家賃月額27,000円以上)のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>月額</td> <td>8,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td>満27歳以後の最初の3月31日まで</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>満27歳の最初の4月1日から満32歳の3月31日まで</td> <td>9,300円</td> </tr> </table>	月額	8,300円	加算額	満27歳以後の最初の3月31日まで	18,700円	満27歳の最初の4月1日から満32歳の3月31日まで	9,300円	異なる	<p>借家・借間居住職員(家賃月額16,000円以上)28,000円(限度額)</p>	71,620千円	159,866円									
月額	8,300円																				
加算額	満27歳以後の最初の3月31日まで	18,700円																			
	満27歳の最初の4月1日から満32歳の3月31日まで	9,300円																			
通勤手当	<p>通勤のため交通機関又は自転車等を一定距離以上利用する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月定期券等の価格により一括支給(1か月あたりの限度額55,000円) ・自転車等の交通用具使用者距離に応じた月額(2,600～13,000円)を支給 	異なる	<p>通勤のため交通機関又は自転車等を一定距離以上利用する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月定期券等の価格により一括支給(1か月あたりの限度額55,000円) ・自転車等の交通用具使用者距離に応じた月額(2,000円～31,600円)を支給 	191,118千円	133,462円																
管理職手当	<p>管理監督の地位にある職員の職の特殊性に基づき支給される手当</p> <p>92,300～127,600円</p>	異なる	<p>管理又は監督の地位にある職員俸給別、職務の級別、特別調整額の区別に定められた額を支給</p> <p>46,300～130,300円</p>	103,193千円	1,159,472円																
初任給調整手当	<p>専門的な知識を有し、採用困難な職員(医師)</p> <p>医療職給料表(一)の職務にある職員</p> <p>118,000～268,500円</p>	異なる	<p>支給対象者は医療に加え、科学技術の専門知識を有する職員があり、また勤務地により異なる</p> <p>8,800～414,800円</p>	6,866千円	2,288,667円																
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当</p> <p>1回あたり</p> <p>4,000～18,000円(勤務時間等により異なる)</p>	異なる	<p>管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給する手当</p> <p>1回あたり</p> <p>3,000～18,000円(勤務時間等により異なる)</p>	1,606千円	57,357円																

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人 当たりの平均 支給年額 (2年度決算)
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため単身で生活する職員へ支給される手当 基礎月額 30,000 円 加算月額 6,000～14,000 円 (距離に応じて支給)	異なる	職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて支給 30,000～100,000 円	0 千円	0 円
休日給	休日に正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員へ支給される手当 (単価) 勤務1時間当たり給与額 ×135/100	同じ	—	33,810 千円	122,500 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員へ支給される手当 (単価) 勤務1時間当たり給与額 ×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される手当 ・一般 5,900 円 ・非常災害 9,100 円 等 (1回あたり)	異なる	勤務の態様に応じ、勤務1回につき 4,400～21,000 円を支給	4,455 千円	73,033 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	区 副 区	長 長	1,143,000円 917,000円	(参考) 特別区における最高/最低額	
				1,286,000円 / 974,800円 1,027,000円 / 808,300円	
報 酬	議 副 議	長 長	917,000円	956,000円 / 856,000円	
		員 員	784,000円	809,000円 / 756,100円	
			602,000円	621,000円 / 589,000円	
期 末 手 当	区 副 区	長 長	(令和2年度支給割合) 4.15月分		
	議 副 議	長 長 員 員	(令和2年度支給割合) 4.15月分		
退 職 手 当	区 副 区	長 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
			給料月額×在職年数×500/100	22,860千円	任期ごと
			給料月額×在職年数×400/100	14,672千円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

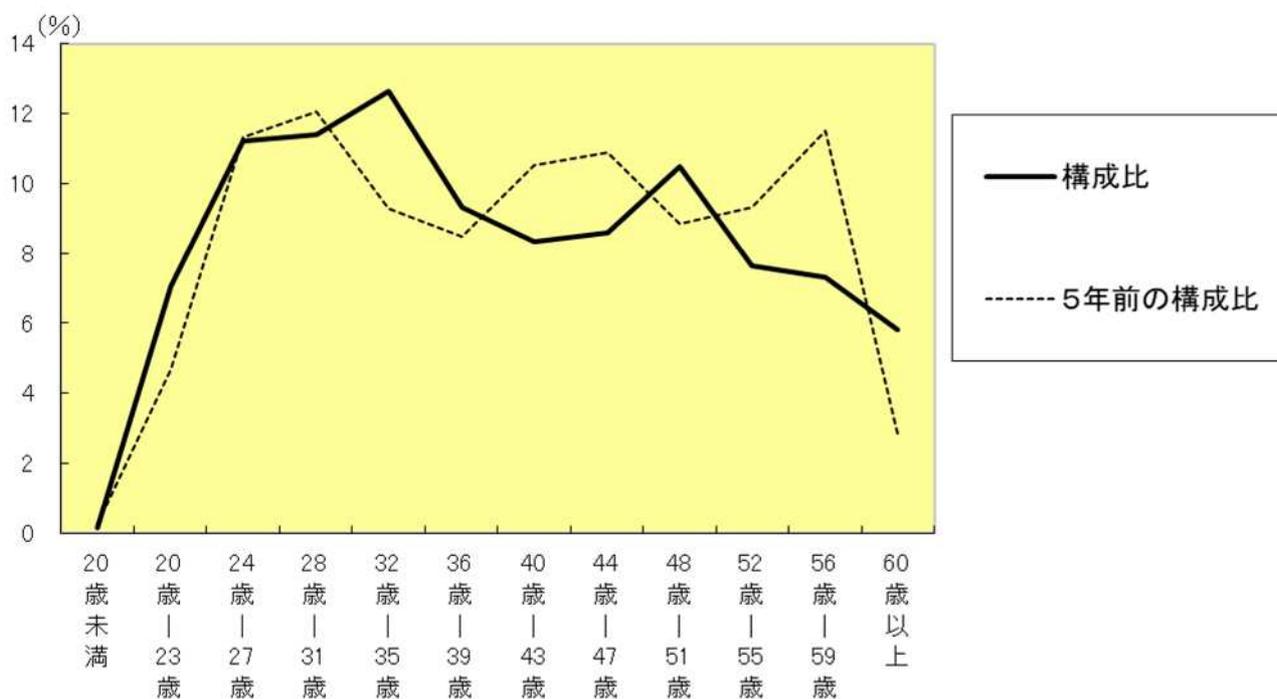
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和3年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令 和 2 年	令 和 3 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	11	11	0	国勢調査の終了等 事務の執行体制の充実 自立支援事業の体制充実 新型コロナウイルス感染症対応等 事務の執行体制の充実 事務の執行体制見直し <参考> 人口1万人当たり職員数 70.66人
		総 務	348	347	△1	
		税 務	58	59	1	
		民 生	628	637	9	
		衛 生	244	270	26	
		労 働	3	4	1	
		商 工 土 木	36 161	34 161	△2 0	
	計	1,489	1,523	34		
	教 育 部 門	194	185	△9	育児休業代替任期付職員の減等	
	小 計	1,683	1,708	25	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.24人	
公 営 企 業 部 門	小 計	国 民 健 康 保 険 事 業 等	86	82	△4	育児休業代替任期付職員の減等
		小 計	86	82	△4	
合 計		1,769 [1,686]	1,790 [1,686]	21	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.04人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	3人	126人	201人	204人	226人	167人	149人	154人	188人	137人	131人	104人	1,790人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		1,325	1,361	1,393	1,427	1,489	1,523	198(14.9%)
教育		204	193	193	194	194	185	△19(△9.3%)
普通会計計		1,529	1,554	1,586	1,621	1,683	1,708	179(11.7%)
公営企業等会計計		78	77	81	81	86	82	4(5.1%)
総合計		1,607	1,631	1,667	1,702	1,769	1,790	183(11.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した職員数。